

労働安全衛生規則及び安全衛生特別教育規程の改正内容

労働安全衛生規則第 36 条第 4 号の 2

改正前 対地電圧が 50 ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務

改正後 対地電圧が 50 ボルトを超える蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務
(注：改正前の「低圧の」の部分を削除しました。)

※これにより、蓄電池の対地電圧が 50 ボルトを超えている電気自動車等を整備する者はすべて特別教育の対象となります。

安全衛生特別教育規程第 6 条の 2

改正前 前項の学科教育は次の表の上欄（本文書では左欄、以下同じ。）に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄（本文書では右欄、以下同じ。）に掲げる時間数以上行うものとする。

科 目	範 囲	時 間
低圧の電気に関する基礎知識	低圧の電気の危険性 短絡 漏電 接地 電気絶縁	1 時間
低圧の電気装置に関する基礎知識	安衛則第 36 条第 4 号の 2 の自動車の仕組みと種類 コンバータ及びインバータ 配線 駆動用蓄電池及び充電器 駆動用原動機及び発電機 電気使用機器 保守及び点検	2. 5 時間
低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	絶縁用保護具 絶縁工具及び絶縁テープ 検電器 その他の安全作業用具管理	0. 5 時間
自動車の整備作業の方法	充電電路の防護 作業者の絶縁保護 サービスプラグの取扱いの方法 停電電路に対する措置 作業管理 救急措置 災害防止	1 時間
関係法令	法、令（※）及び安衛則中の関係条項	1 時間

（※）法、令とは労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令をいいます。

改正後 前項の学科教育は次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる時間数以上行うものとする。（次ページへ続く）

科目	範囲	時間
電気に関する基礎知識	電気の危険性 短絡 漏電 接地 電気絶縁	1時間
電気装置に関する基礎知識	安衛則第36条第4号の2の自動車の仕組みと種類 コンバータ及びインバータ 配線 駆動用蓄電池及び充電器 駆動用原動機及び発電機 電気使用機器 保守及び点検	2.5時間
安全作業用具に関する基礎知識	絶縁用保護具 <u>絶縁用防具</u> 、絶縁工具及び絶縁テープ 検電器 その他の安全作業用具 管理	0.5時間
自動車の整備作業の方法	充電電路の防護 作業者の絶縁保護 <u>停電の方法</u> 停電電路に対する措置 作業管理 救急措置 災害防止	1時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間

(注) 改正前の表中の下線部分のうち、左欄の下線部分は削除、中欄の「サービスプラグの取扱い」を「停電」に改め、「絶縁用防具、」の文言を追加しました。